

大阪市規則第32号

大阪市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

大阪市狂犬病予防法施行細則（昭和25年大阪市規則第183号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(処分前の評価) 第8条 令第5条の規定により犬又は令第1条に規定する動物の評価をした場合は、所定の様式による評価台帳にその価格を記入し、評価人が <u>記名</u> しなければならない。 別表（第2条関係） [略] <u>中央区役所保健子育て課長</u> [略] <u>東淀川区役所保健子育て担当課長</u> [略]	(処分前の評価) 第8条 令第5条の規定により犬又は令第1条に規定する動物の評価をした場合は、所定の様式による評価台帳にその価格を記入し、評価人が <u>署名押印</u> しなければならない。 別表（第2条関係） [同左] <u>中央区役所保健福祉課長</u> [同左] <u>東淀川区役所保健福祉課長</u> [同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。